

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第4号

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年墨田区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表投票管理者の欄中「17,000円」を「20,000円」に、「15,000円」を「18,000円」に改め、同表投票立会人の欄中「14,000円」を「16,000円」に、「12,000円」を「14,000円」に改め、同表備考1中「9,500円」を「10,000円」に、「8,500円」を「9,000円」に改め、同表備考に次のように加える。

- 3 投票所及び期日前投票所における投票管理者又は投票所における投票立会人のうち、投票箱を開票管理者等に送致するものの報酬の額は、この表に定める額に2,000円を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。